

公共施設等LED化改修業務（ESCO事業）公募型プロポーザル質疑・回答

令和6年4月16日現在

	質疑事項	回答
1	<p>実施要領7ページの②主任(監理)技術者資格の記載中で 共通事項には施工役割を担う「事業者」について・・・経験及び実績を記載するとありますが当該欄に記載する実績は、項目名のとおり配置を予定している「技術者」が配置された過去の実績でしょうか。 配置を予定している技術者が配置されなかった実績については当該欄への記載対象外となり、要件を満たさないということによろしいでしょうか。</p>	<p>様式9 主任(監理)技術者の資格・工事経験調書の記載内容については、主任(監理)技術者の実績を記入いただく様式のため、お見込みの通りです。施工役割を担う「事業者」の実績については、企画提案書類として任意様式で提出可能です。</p>
2	<p>実施要領7ページの主任(監理)技術者資格の記載中で ○共通事項内 同種工事のCORINS(登録されていない場合は契約書・・・)の写しを添付することとありますが リース等で官公庁との契約書には「リース会社や代表役割事業者名のみ記載」されているため対象物件として官公庁の名前が記載されたリース会社との契約書のみしかない場合は当該書類で代用可能でしょうか。</p>	<p>リース契約等において施工実績がある場合の添付書類は、以下いずれかの書類を添付してください。 ①代表役割事業者とグループや共同企業体を結成している場合は、発注機関と代表役割事業者との契約書の写し、グループや共同企業体を結成していることがわかる書類の写し、施工体制台帳（工事名、当該技術者名が記載されている部分）の写し ②代表役割事業者と工事請負契約を締結した場合は、発注機関と代表役割事業者との契約書の写し、代表役割事業者と施工事業者との工事請負契約書等の写し、施工体制台帳（工事名、当該技術者名が記載されている部分）の写し</p>
3	<p>実施要領7ページの主任(監理)技術者資格の記載中で ○共通事項内 施工役割を担う事業者について・・・工事成績評定通知書等の写しを添付することとありますが、当該技術者が配置された事例がリース等のため、工事成績評定通知書等を開示されない場合は未記載でよろしいでしょうか。</p>	<p>様式9 主任(監理)技術者の資格・工事経験調書の工事成績欄については、可能な範囲で記入してください。</p>
4	<p>実施要領4ページ 5 参加表明手続き(4) 提出書類 ②グループ結成届(様式1-2)について 「本市との契約時は応募時の構成員末手がESCO事業者の構成員となるよう共同企業体を結成すること。」とありますが、こちらは国土交通省の「共同企業体運用準則」3. 個別準則(1) 特定建設工事共同企業体に基づく共同企業体を結成することではなく、他自治体で散見される本事業を達成するために共同企業体を結成することによろしいでしょうか。 共同体企業体については、同準則の同項「③構成員(ハ) 資格」に「c) 全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。」とあり、事業役割・設計役割にも施工役割と同様に「国家資格を有する主任技術者を技術者専任で配置し得る」要件が発生し、役割の性質に沿わないと思われます。</p>	<p>本要領で「共同企業体」と表現している内容は、お見込みのとおりです。ジョイント・ベンチャーではなく、コンソーシアムでの結成を求めています。</p>